

津南交通安全だより

津南地区交通安全協会
(津南警察署内)
☎ 059-256-2010
令和5年1月②

【交通安全協会では、各支部の役員の方々と交通事故抑止の活動に取り組んでいます。】



S・Bデー啓発・久居農林高等学校(R5. 1. 11)



高齢者宅訪問・白山支部(R5. 1. 19)

改定した

自転車安全利用五則 を守りましょう!

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車を利用する**すべての人**は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

「自転車損害賠償責任保険等」加入の義務化!

自転車による加害事故で高額な賠償金の請求が相次いでいる社会状況などを背景に、「三重県交通安全条例」で自転車保険等への加入が義務化されました。(令和3年10月～)

9.521

万円

<自転車事故による高額な損害賠償の例> (日本損害保険協会調べ)
男子小学生(11)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性(62)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

やさしさが 安全つなぐ 三重の道
～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

